

新山口駅北地区拠点施設整備事業 募集要項等修正版の新旧対照表（平成２８年１２月２７日）

○募集要項

修正箇所	修正前（平成２８年１２月１５日公表）	修正後（平成２８年１２月２７日公表）
３ページ 第２章６ 表中 「駐車場附置条例 （拠点施設整備区域）」	周辺地区	周辺地区 <u>（商業地域の場合は指定地域）</u>

○要求水準書

修正箇所	修正前（平成２８年１１月１５日公表）	修正後（平成２８年１２月２７日公表）
９ページ 第２章１（１）表中 「駐車場附置条例 （拠点施設整備区域）」	周辺地区	周辺地区 <u>（商業地域の場合は指定地域）</u>
１８ページ 第２章６（１）① 表中 ア「基本方針」	ホールの暗騒音レベルはNC－２５を目標とすること。	ホールの暗騒音レベルはNC－２５とすること。
２０ページ 第２章６（１）① 表中 ウ「照明・音響機械室」	<u>アンブラック</u> 等を設置する部屋を設置すること。	<u>アンブラック</u> 等を設置する部屋を設置すること。
３８ページ 第３章４（６）３項目目	プロジェクトマネジメント業務①（指定管理協定で定める指定期間の開始日の前日まで）及び <u>プロジェクトマネジメント業務①</u>	プロジェクトマネジメント業務①（指定管理協定で定める指定期間の開始日の前日まで）及び <u>プロジェクトマネジメント業務②</u>
別添資料８－１ 表中 「１階席（拡張時）」	<u>１，２００席</u>	<u>１，６００席</u>

○提案書等記載要領及び様式集

修正箇所	修正前（平成２８年１１月１５日公表）	修正後（平成２８年１２月２７日公表）
４ページ ２（４）① ４項目目	様式３－２に記載した略称	様式３－３に記載した略称
様式４－２	（１） <u>整備コンセプト</u>	（１） <u>提案コンセプト</u>

○基本協定書（案）

修正箇所	修正前（平成２８年１１月１５日公表）	修正後（平成２８年１２月２７日公表）
４ページ 第５条 第１項	（事業契約の不調） 第５条 事業者のいずれかに <u>本事業の募集手続</u> に関して <u>以下の各号</u> のいずれかの事由が <u>生じたときは、</u>	（事業契約の不調） 第５条 事業者のいずれかが、 <u>本事業の募集手続</u> に関して <u>第１号から第５号までのいずれかの事由に該当したとき、</u> <u>又は第６号に該当することが判明したときは、</u>
５ページ 第５条 第１項 第６号	（６）事業者のいずれかが次のいずれかに該当するとき。	（６）事業者のいずれかが、 <u>本事業に関するか否かを問わ</u> <u>ず、次のいずれかに該当するとき。</u>
５～６ページ 第６条 第１項	事業者は、事業者のいずれかが本事業の募集手続に関して 前条第１項 <u>各号</u> のいずれかの事由に該当したときは、	事業者は、事業者のいずれかが、 <u>本事業の募集手続</u> に関し て前条第１項 <u>第１号から第５号までのいずれかに該当し</u> <u>たとき、又は同項第６号に該当することが判明したとき</u> <u>は、</u>

○基本契約書（案）

修正箇所	修正前（平成２８年１１月１５日公表）	修正後（平成２８年１２月２７日公表）
４ページ 第７条 第１項	（談合その他の <u>不正行為</u> に係る解除） 第７条 事業者のいずれかが本事業の <u>募集</u> に関して <u>以下</u> <u>の各号</u> のいずれかの事由に該当したときは、	（談合その他の <u>不正行為等</u> に係る解除） 第７条 事業者のいずれかが、 <u>本事業の募集手続</u> に関して <u>第１号から第５号までのいずれかの事由に該当したとき、</u> <u>又は第６号に該当することが判明したときは、</u>
５ページ 第７条 第１項 第６号	（６）事業者のいずれかが次のいずれかに該当するとき。	（６）事業者のいずれかが、 <u>本事業に関するか否かを問わ</u> <u>ず、次のいずれかに該当するとき。</u>

6 ページ 第 7 条 第 3 項	事業者は、事業者のいずれかが本事業の募集に関して第 1 項各号のいずれかに該当したときは、	事業者は、事業者のいずれかが、本事業の募集に関して第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当したとき、又は同項第 6 号に該当することが判明したときは、
----------------------	---	--

○プロジェクトマネジメント業務委託契約書（案）

修正箇所	修正前（平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日公表）	修正後（平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日公表）
4 ページ 第 2 0 条	（契約期間） 第 2 0 条 この契約の有効期間は、契約締結日から指定管理協定の締結日の前日までとする。ただし、契約期間終了日経過時において未履行である甲又は乙の契約上の義務及びそれに起因して契約期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。	（契約期間） 第 2 0 条 この契約の有効期間は、契約締結日から指定管理協定で定める指定期間の開始日の前日までとする。ただし、契約期間終了日経過時において未履行である甲又は乙の契約上の義務及びそれに起因して契約期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

○建設工事請負仮契約書（案）

修正箇所	修正前（平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日公表）	修正後（平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日公表）
1 4 ページ 第 3 0 条 第 4 項	4 法令変更起因して発注者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用等については <u>受注者</u> が負担するものとする。	4 法令変更起因して発注者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用等については <u>発注者</u> が負担するものとする。
2 1 ページ 第 4 3 条に第 2 項及び第 3 項を加える。		2 前項の規定により契約が解除された場合においては、 <u>受注者は、請負代金の額の 1 0 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</u> 3 第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定により、この契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。